

3宗文化ス第 573 号
令和 4 年 1 月 12 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小林 栄二 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(市民協働環境部 文化スポーツ課)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和 3 年 1 2 月 2 7 日付け 3 宗監第 1 8 0 号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（文化スポーツ課）

定期監査実施日：令和2年12月24日

監査対象年度：令和2年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）宗像市市民文化・芸術活動審議会に関する事蹟について 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第9条第3項において、市の附属機関の委員を選任したときは、氏名等を公表すると規定している。また、同条第6項において、市の附属機関の会議の議事録は非公開情報を除き公表すると規定している。宗像市市民文化・芸術活動審議会は市の附属機関であり、平成30年度までの委員の氏名及び会議の議事録は市のホームページで公表しているが、令和元年度以降の委員の氏名及び会議の議事録を公表していないので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）宗像市文化協会事業費補助金に関する事蹟について ア 宗像市補助金等適正化に向けたガイドラインにおいて、補助要綱等の整備による透明性の確保を重点方針としているが、補助要綱等を整備していないので、整備されたい。</p>	<p>（1）宗像市市民文化・芸術活動審議会に関する事蹟について 現在、令和元年度までの議事録や名簿の整理が終わっているため、これを速やかに公表し、令和2年度、令和3年度については、整理が終わり次第順次公表を行い、令和3年度末までには公表を完了します。</p> <p>（2）宗像市文化協会事業費補助金に関する事蹟について ア 令和3年4月1日に宗像市文化協会事業費補助金交付要綱を定めました。令和3年度の補助金からこの要綱に基づき交付しています。</p>

イ 宗像市補助金等交付規則第13条において、補助事業者等は補助事業等が完了したときは実績報告書を提出しなければならないと規定している。また、同規則第14条において、市は実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金等の額を確定し、通知しなければならないと規定している。しかし、令和元年度の本補助金について、実績報告書の提出を受けておらず、額の確定及び通知を行っていないので、適正に事務処理されたい。

ウ 本補助金の補助対象経費に記念事業積立金が含まれているが、この積立金の収支及び残高等の報告を求めているので、適正に事務処理されたい。

(3) 宗像市文化芸術活動事業補助金に関する事蹟について

本補助金の額を確定するには、補助事業に関する収入及び支出について実績報告を受ける必要があるが、収入に関する実績報告を受けていないので、適正に事務処理されたい。

イ 令和2年度まで、実績報告書の提出を受けておらず、補助金等の額の通知も行っておりません。令和3年度以降は、令和3年度に定めた補助要綱に基づき、適切に事務処理を行います。

ウ 本来、記念事業積立金は補助対象経費に含まなくてもよい経費でしたが、令和2年度まではその対象となっており、その収支等について報告を求めておりません。このため、令和3年度以降については、記念事業積立金を補助対象経費から外しております。

(3) 宗像市文化芸術活動事業補助金に関する事蹟について

令和2年度までにおいて、補助事業の経費に関する実績報告の要件を明確にしておらず、結果として収入に関する実績報告を受けておりません。このため、収支報告様式を変更し、令和3年度補助事業から収入に関する報告を行うように改めました。

(4) 宗像市スポーツサポートセンター運営業務委託に関する事蹟について

受注者は、参加者から参加費等を徴収し、市に納入している。しかし、教室等を有料で開催すること及び徴収した参加費等を市に納入すること等の業務内容が仕様書に記載されていないので、業務内容を漏れなく仕様書に記載されたい。

(4) 宗像市スポーツサポートセンター運営業務委託に関する事蹟について

令和3年度から参加費等の徴収は市職員が行うことになったため、教室等を有料で開催すること及び徴収した参加費等を市に納入すること等の業務内容については、仕様書には記載していません。